

令和7年度
佐久市立国保浅間総合病院
単独型歯科医師臨床研修プログラム

目 次

- I プログラムの名称
- II 臨床研修プログラムの目標と特色
- III 参加施設及び指導体制
- IV プログラムの管理運営体制
- V 研修期間
- VI 歯科医師臨床研修の到達目標
- VII 研修歯科医評価
- VIII プログラム修了の認定
- IX 募集定員、募集方法及び採用の方法
- X 研修歯科医の処遇

I プログラムの名称

佐久市立国保浅間総合病院単独型歯科医師臨床研修プログラム

II 臨床研修プログラムの目標と特色

目標：当院は診療科 22 科で 199 床（一般病床）を有する総合病院で、「患者さん中心の、患者さんのための、良質な医療の実践」という基本理念をもとに、佐久医療圏の 2 次医療機関としてその役割を果たしている。そうした総合病院の歯科口腔外科において、歯科医師として基本的知識・技術の修得をするだけでなく、患者さんへの優しい対応を学び、さらに社会人としての基本的な人格の形成を目標とする。

特色：当院の歯科口腔外科は佐久地域の歯科 2 次医療機関としてその役割を果たしており、口腔外科疾患の診療および特殊な配慮を必要とする患者さんの歯科治療を大きな 2 本の柱として日常の診察を行っている。したがって歯科医師臨床研修施設として歯科診療の基本的事項から入院診療も含めた口腔外科疾患の診療・有病者の歯科診療・障害者の歯科診療・全身管理・在宅への訪問診療・口腔ケア・NST などのチーム医療などの研修ができる。

III 参加施設及び指導体制

単独型臨床研修施設

- 1 施設名：佐久市立国保浅間総合病院
- 2 管理者：病院事業管理者 青木 敬宏
- 3 プログラム責任者：佐久市立国保浅間総合病院 歯科口腔外科部長 大塚 聡
- 4 指導歯科医リスト：佐久市立国保浅間総合病院 歯科口腔外科部長 大塚 聡
歯科口腔外科部長 柴田 哲伸

5. 指導体制

- 1) 研修は指導歯科医の直接の指導を中心とする。
また、指導協力者（医師、歯科衛生士、歯科技工士、看護師、保健師など）の協力のもとに指導する。
- 2) 指導歯科医は研修プログラムの研修内容・到達目標を理解し、立案された指導カリキュラムを点検し、過剰や欠損がないように努める。
- 3) カンファレンス・研究会・症例検討会などではグループ指導を行う。

IV プログラムの管理運営体制

研修管理委員会

臨床研修の実施の統括、研修歯科医の管理、研修歯科医の採用・中断・修了の際の評価、研修プログラムに関する体制整備等の事項を審議する。

構成

委員長 青木 敬宏 佐久市立国保浅間総合病事業管理者・病院長
委員 野村 裕行 外部委員 (社)佐久歯科医師会会長
角谷 秀敏 佐久市立国保浅間総合病院事務長
大塚 聡 佐久市立国保浅間総合病院歯科口腔外科部長
本プログラム責任者

事務局：佐久市立国保浅間総合病院 総務課が担当する。

V 研修期間

1年とする（令和7年4月1日から令和8年3月31日）

VI 歯科医師臨床研修の到達目標

1) 歯科医師臨床研修の基本方針

歯科医師臨床研修の目標は卒前・卒後の連続性を考慮しつつ、急速な高齢化等、人口動態や疾病構造の変化による歯科保健医療を取り巻く状況の変化に対応した歯科医師養成と
するため、新たな到達目標として、

- 1 歯科医師として身につけるべき基本的価値観及び基本的診療能力を修得する。
- 2 地域包括ケアシステムの構築など、医療の提供体制の変化を踏まえ、在宅歯科医療の提供やチーム医療・多職種連携等への対応の基本を習得する。
- 3 各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療への対応
- 4 自ら行った処置の経過を観察、評価し診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身につける。
- 5 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け、生涯研修への動機付けをする。
を基本方針とする。

2) 歯科医師臨床研修の基本理念

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

- 1 歯科医師として好ましい態度・習慣を身に付け、患者及び家族とのよりよい人間関係を確立する。
- 2 全人的な視点から得られた医療情報を理解し、それに基づいた総合治療計画を立案する。
- 3 歯科疾患と障害の予防及び治療における基本的技能を身に付ける。
- 4 一般的によく遭遇する応急処置と、頻度の高い歯科治療処置を確実に実施する。
- 5 歯科診療時の全身的偶発事故に適切に対応する。

6 自ら行った処置の経過を観察，評価し，診断と治療に常にフィードバックする態度・習慣を身に付ける。

7 専門的知識や高度先進的歯科医療に目を向け，生涯研修の意欲への動機付けをする。

8 歯科医師の社会的役割を認識し，実践する。

3) 到達目標の構成

「A.歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」、「B.資質・能力」及び「C.基本的診療業務」を構成要素とする。

・ 「A.歯科医師としての基本的価値観」： 歯科医師臨床研修の基本理念を踏まえ、患者の尊厳を守り、歯科医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業であることの重大性を認識するための基本的な考え方を示し、「社会的使命と公衆衛生への寄与」、「利他的な態度」、「人間性の尊重」、「自らを高める姿勢」の4項目から構成する。

・ 「B.資質・能力」： 歯科医師臨床研修において求められる診療に対する姿勢、考え方に対する目標を示し、「医学・医療における倫理性」、「歯科医療の質と安全の管理」、「医学知識と問題対応能力」、「診療技能と患者ケア」、「コミュニケーション能力」、「チーム医療の実践」、「社会における歯科医療の実践」、「科学的探究」、「生涯にわたって共に学ぶ姿勢」の9項目から構成する。

・ 「C.基本的診療業務」： 「B.資質・能力」の各項目について、研修歯科医が修得すべき診療技能・技術に関する目標示し、「基本的診療能力等」、「歯科医療に関連する連携と制度の理解等」次の2項目から構成する。「基本的診療能力等」は歯科医師として身に着けるべき基本的価値観及び基本的診療能力の習得項目であり、「歯科医療に関連する連携と制度の理解等」は地域包括ケアシステムの構成など、医療の提供体制の変化を踏まえ、在宅歯科医療の提供やチーム医療・多職種連携等への対応や、各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療への対応に関する項目を意図する。

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。
- ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

本項目は、「B. 資質・能力」のうち、「2. 歯科医療の質と安全の管理」「3. 医学知識と問題対応能力」「4. 診療技能と患者ケア」「5. コミュニケーション能力」に相

当する具体的な到達目標を示す。

(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画

・研修内容：初診患者に対し①～⑥までを一連として実施する。

・症例数：20 症例

① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

・研修内容：初診時及び再診時医療面接で患者の背景について医療面接する。

② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

・研修内容：全身状態及び全身的既往歴を聴取したうえで、顎顔面および口腔の診察を行う。

③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

・研修内容：エックス線検査、歯周組織検査、歯髓診断検査を実施する。

④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

・研修内容：口腔内外の疾患について診断の正確性を指導歯科医より学ぶ。

⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

・研修内容：担当患者の診療計画を策定し、指導歯科医と検討する。

⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

・研修内容：インフォームドコンセントについて学び、侵襲的処置に関する同意書を取得

(2)基本的臨床技能等

① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。

・研修内容：食事指導、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布

・症例数：10 症例

② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。

a. 歯の硬組織疾患

・研修内容：う蝕のコンポジットレジン修復

・症例数：50 症例

b. 歯髓疾患

・研修内容：抜髄及び感染根管処置 根管貼薬

・症例数：20 症例

c. 歯周病

・研修内容：歯周組織検査、患者指導、スケーリング、SRP、SPT

・症例数：10 症例 SPT 症例数：10 症例

d. 口腔外科疾患

・研修内容：普通抜歯の実施、難抜歯や埋伏歯抜歯や外来手術の介助及び実施

・症例数：普通抜歯 20 症例 難抜歯 5 症例 埋伏抜歯 5 症例 外来手術 5 症例

e. 歯質と歯の欠損

・研修内容：歯冠修復、ブリッジ、義歯による治療

・症例数：クラウン 5 症例 ブリッジ 1 症例 部分床義歯 1 症例 全部床義歯 1 症例

f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下

・研修内容：高齢者の口腔機能低下の検査（VE、VF も含む）摂食嚥下機能訓練

・症例数：5 症例

③ 基本的な応急処置を実践する。

・研修内容：外傷、疼痛腫脹、修復物脱離、義歯破損への対応

・症例数：10 症例

④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。

・有病者の診療におけるバイタルサインのモニタリングを実施し、全身状態を評価する。

・症例数：5 症例

⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。

・電子カルテの入力、技工指示書の記載。処方箋及び情報提供書は指導歯科医指導を受ける。

⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

・研修内容：これまで蓄積されたヒヤリハットから医療安全の予防を学ぶ

(3)患者管理

① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。

・研修内容：循環器疾患、糖尿病、骨粗鬆症、抗血栓薬服薬患者に歯科治療上の問題点と服薬薬剤等について説明する。

・症例数：5 症例

② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。

③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。

研修内容：有病者の歯科治療におけるバイタルサインのモニタリングを実施する（心電図・血圧・脈拍・酸素飽和度）

症例数：5 症例

④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。

・研修内容：入院手術予定患者に周術期口腔機能管理の必要性を説明し実施する。また口腔ケアが必要な患者に口腔ケアを実施する。

・症例数：10 症例

(4)患者の状態に応じた歯科医療の提供

① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた

歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。

② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。

③ 在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。

・研修内容：在宅及び施設入所者の患者を訪問し、全身状態の変化を確認しながら訪問歯科診療を見学及び介助、診療を行う

・症例数：10 症例

④ 障害を有する患者への対応を実践する。

・研修内容：当院で歯科的管理を実施している障がい者施設の入所者に対する歯科治療を行う。また全身麻酔での歯科治療を経験する。

・症例数：10 症例

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

本項目は、関連する「B. 資質・能力」「6. チーム医療の実践」「7. 社会における歯科医療の実践」に相当する具体的な到達目標を示す。

(1) 歯科専門職間の連携

① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。

② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2) 多職種連携、地域医療

① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。

② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。

③ 在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。

④ 訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。

⑤ がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。

⑥ 歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。

⑦ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3) 地域保健

① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。

- ② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
 - ③ 歯科健診を経験し、地域住民に対する健康教育を経験する。
- (4) 歯科医療提供に関連する制度の理解
- ① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
 - ② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
 - ③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

症例数

- (1) 到達目標達成に必要な症例数 223 症例

※教育に関する行事

教育に関する行事として、学会、講演会、研修会（地域開業歯科医との合同研修会も含む）や各種健診、健康教室がある。学会、研修会については指導歯科医と相談のうえ、指導歯科医が必要と判断した場合参加することが出来る。健診や健康教室についてはプログラムの一部として参加するようにする。健診及び健康教室の予定は以下のとおりである。

- ・ オリエンテーション：4月当初約1週間かけ医科研修医・新規職員等と合同で実施
- ・ 関東厚生局長野事務所による保険医登録時講習会
- ・ BLS 研修：当院教育プログラムで実施
- ・ 医療安全研修会および感染対策研修会（それぞれ年2回）
- ・ 住民健診
 - 佐久市住民基本健診での歯科検診
 - 佐久市1歳6ヶ月・3歳児歯科健診
 - 佐久市在宅要介護者歯科健診
 - 佐久市歯周疾患健診
- ・ 歯科医師会事業
 - 例会時の研修会・学術大会等
- ・ 様々なWEB研修会
- ・ 他科との連携による健康教室
 - 糖尿病教育入院 講義・歯科健診・指導

VII 研修歯科医の評価

1. 研修修了判定を行う項目

- 1) レポートの提出
- 2) 研修必要症例 223 症例を超えていること
- 3) 基本的治療症例を点数化し、基準点数をクリアすること

4)研修態度（積極性・言葉遣い・身だしなみ・チームワーク）

2.研修修了判定を行う基準

- 1)月レポートを提出していること、レポートの評価 B 以上（ABCD の 4 段階評価）
- 2)基本的治療項目における評価基準点が 2000 点以上
- 3)基本的治療症例を含めて必要症例数のクリア
- 4)指導歯科医による研修歯科医の研修態度評価し B 以上（ABCD の 4 段階評価）

※ A 優良 B 良 C 可 D 不可

3.研修修了に必要な症例

1) 基本的治療項目と必要症例

治療項目	必要症例数	評価基準
保存修復	50 症例	単純 5 点複雑 7 点インレー 7 点
歯内療法	20 症例	1 根管 20 点
歯周治療	10 症例	歯周組織検査から初期治療終了まで 70 点
クラウン	5 症例	1 症例 25 点
ブリッジ	1 症例	1 症例 75 点
部分床義歯	1 症例	1 症例 75 点
全部床義歯	1 症例	1 症例 75 点
義歯修理	5 症例	1 症例 10 点
普通抜歯	20 症例	1 症例 5 点
難抜歯	5 症例	介助で可 1 症例 10 点
埋伏歯抜歯	5 症例	介助で可 1 症例 10 点
外来手術	5 症例	介助で可 1 症例 10 点

指導歯科医に術前と術後の評価を受けること。

2)医療面接

基本的な医療面接に関するレポートの提出。

医療面接の必須症例数 20 例

接遇の院内研修を受ける。

3)総合診療計画

担当患者の総合診療計画を立案する。必須症例数 10 例

4)予防・治療基本技術

齲蝕予防法を実施する。必須症例数 10 例

処方薬や処方方法について理解し実施する。有病高齢者の全身状態について理解する。

5)応急処置

疼痛・外傷・義歯に関する応急処置治療を実施する。必須症例数 10 例

6)地域医療・医療連携

NST など病院内のチーム医療に参加する。訪問歯科診療を経験する（必要症例数 10 例）。障がい者施設への歯科健診を経験する。地域の乳幼児健診歯周病健診を経験する。院内他科との連携や地域歯科医院との連携を実際に行い、医療連携のシステムについて理解する。

7)救急処置

ICLS または BLS セミナーに参加する。歯科口腔外科手術の全身麻酔及び静脈内鎮静法を経験する。全身麻酔症例数 5 例、静脈内鎮静法 5 例

8)医療安全・感染予防

医療事故防止・医療安全・感染予防に関する院内研修会に参加する。レポートの作成。

9)メンテナンス指導管理

SPT 症例を経験し実施する。必須 SPT 症例 10 例

10)医療管理

医療管理セミナーに参加する。レポートの作成。

11)その他の研修症例

歯科医療に関するガイドラインを習得する。

摂食嚥下障害に対する VE・VF 検査を経験する、治療法について経験する（ST のリハビリを見学する）。（5 症例）

入院患者の口腔ケアを経験する。

顎関節症の診断・治療を経験する。外傷治療を経験する。

入院患者の周術期口腔機能管理を経験する。（10 症例）

CT/MRI の読影を経験する。

インプラント治療を経験する。

入院患者を担当し病棟管理を経験する。

全身疾患を有する高齢者の歯科治療を理解し実施する。

4.面接

毎月、指導歯科医と面接し研修状況について評価を受けるとともに与えられた課題についてレポートを記載し提出する。

VIII プログラム修了の認定

研修委員会は指導歯科医の報告を受けて、到達目標の達成度・研修態度等を総合的に評価し、厚生労働省の修了判定基準に基づき、基準に達成した者に対し、研修修了証の交付を病院長に諮問する。

病院長は修了認定の可否を判定し、研修を修了したと認めた者に対し研修修了証を交付する。

研修期間の途中で様々な理由（妊娠、出産、育児、傷病等）で臨床研修を中止すること

がある。中止期間が通算 45 日を超える場合は未修了なる。また修了基準を満たしていない場合も未修了となる。追加研修を受ける場合は修了の認定を受け個別の修了日に修了証を交付する。

IX 令和 8 年度採用歯科研修医の募集定員、募集方法及び採用の方法

1 募集定員 1 名

2 募集方法及び採用の方法

公募とし以下の方法で採用決定する

- (1) 応募提出先 : 〒358-8558
長野県佐久市岩村田 1862-1 佐久市立国保浅間総合病院 総務課
- (2) 応募資格 : 歯学部卒業見込者または既卒者で、歯科医師免許取得見込者
歯科医師臨床研修マッチング協議会のマッチングに参加登録予定者
- (3) 応募書類 : 所定の願書、履歴書（市販）、卒業見込証明書、既卒者は卒業証書
健康診断書（学生健康診断書も可）
- (4) 出願期間 : 令和 7 年 7 月 1 日～8 月 30 日
- 5 選考方法 : 筆記試験 実技試験 面接による（浅間総合病院で実施）
- 6 選考日 : 文書にて連絡（令和 7 年 9 月上旬予定）
- 7 選考結果 : マッチング組み合わせ決定により仮契約し、歯科医師国家試験合格
後、本契約となる。
- 8 研修開始日 : 令和 8 年 4 月 1 日
- 9 問い合わせ先 : 佐久市立国保浅間総合病院 総務課
〒385-8558 長野県佐久市岩村田 1862-1
TEL 0267-67-2295

X 研修歯科医の処遇

- 1 身 分 : 常勤研修歯科医（会計年度任用職員）
- 2 研修手当 : 月給 30 万円
賞与 45 万円
- 3 時間外手当 : 当院の規定により支給
- 4 通勤手当 : 有り
- 5 研修歯科医の勤務時間
平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。 週 38.75 時間
- 6 休 暇 : 土日祝日 年次休暇 10 日 夏休 4.5 日
- 7 当 直 : なし
研修歯科医宿舎 : あり 住宅手当あり
- 8 社会保険 : 長野県市町村職員共済組合・厚生年金

労働保健 : 労働者災害補償保険・雇用保険

9 職員定期健診 : 年 1 回

10 ワクチン接種補助 : B 型肝炎ワクチン・麻疹・水痘・インフルエンザ

11 歯科医師賠償責任保険 : 病院加入 個人加入 (任意)

12 学会・研究会の参加 (可) 学会参加補助 : 年間 5 万円

※研修歯科医の研修専念義務

【歯科医師法第 16 条の 2】診療に従事しようとする歯科医師は、1 年以上、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く）又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所において、臨床研修を受けなければならない。

【歯科医師法 16 条の 3】臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上に努めなければならない。

上記歯科医師法の規定により、研修歯科医は臨床研修に専念する義務が課せられているので、研修期間中のアルバイトは禁止されている。